

都市計画税のあり方検討結果報告書

令和5（2023）年6月

都市計画税 検討委員会

1. 検討するに至った経緯

都市計画税は、都市計画事業等¹に要する費用²に充てるため、都市計画区域として指定されたもののうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し課することができる目的税であり、本町においては、昭和 62(1987)年度から税率 0.2%で課税している。

都市計画税の税収（以下単に「税収」という。）は、これまで『並木山王土地区画整理事業（昭和 51(1976)年度事業開始）』、『石橋駅東土地区画整理事業（昭和 62(1987)年度事業開始）』といった土地区画整理事業、『下水道整備』、『公園整備』、『街路整備』といった都市計画事業に充ててきたが、土地区画整理事業については平成 11(1999)年度に事業が完了し、実施中の事業は都市計画事業の下水道整備のみとなっていることから、現在は主に各事業実施時の起債の償還に充てている状況である。

平成 25(2013)年 10 月「都市計画税のあり方検討結果報告書」において、令和 4(2022)年度には都市計画事業等に要する費用が税収を下回ることが報告され、税収の全てを目的税の趣旨に沿って充当することができず、余剰金が生じる見込みが示された。その後、平成 31(2019)年 2 月の都市計画税検討結果報告書において、一般財源の負担が可能な限り少なくなるように都市計画事業等に要する費用の予測に合わせて税率を段階的に引き下げることが適当であり、また、都市計画事業等に要する費用が流動的であることを考慮すると、2 年度毎にその状況を確認する機会を設け、同じく 2 年度毎に向こう 2 年間の税率を条例にて定めることとし、4 年後の令和 5(2023)年度に再度課税のあり方を検討することが適当であるとの結論に至った。

これを受けて、令和元年 9 月・令和 3 年 12 月に条例を改正し、令和 2(2020)年度（税率：0.19%）、令和 3(2021)年度（税率：0.18%）、令和 4(2022)年度（税率：0.165%）、令和 5(2023)年度（税率：0.145%）の税率を段階的に引き下げた。今回は、前回の検討後 2 年を経過することから改めて、事業費や税収の見込み等状況を確認し、向こう 2 年間の税率の検討を行ったものである。

¹ 都市計画事業等とは、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業をいう。以下この報告書において同じ。

² 都市計画事業等に要する費用には、公債費（都市計画事業等に係る起債の償還額をいう。以下この報告書において同じ。）を含む。以下この報告書において同じ。

2. 検討方法

関係課の担当職員で組織する調査研究会において以下の項目について調査研究を行い（3. 調査研究会の研究結果）、本検討委員会においてその調査研究結果を検証し、課税のあり方について検討を行った（4. 検討委員会における研究結果の検証結果及び検討結果）。

<調査研究項目>

- (1) これまでの税収とこれからの税収の見込み
- (2) これからの都市計画事業等の実施予定
- (3) 公債費の推移
- (4) 余剰金が生じる見込み
- (5) 課税のあり方について

3. 調査研究会の研究結果

(1) これまでの税収とこれからの税収の見込み

令和元(2019)年度までの過去5年間の税収は、平均で約2億1,800万円となっている。令和2(2020)年度・令和3(2021)年度・令和4(2022)年度・令和5(2023)年度は、税率を下げた分減少し、令和6(2022)年度以降は、税率を令和5年度の税率(0.145%)に据え置いたとすると、約1億6,000万円の横ばいで推移すると見込まれる。(図1参照)

(2) これからの都市計画事業等の実施予定

現在実施又は実施を予定している都市計画事業等は次表のとおりである。このうち現時点で都市計画税の充当が可能な事業は、企業会計(公共下水道整備事業)の1事業で、一般会計の2事業については新たに都市計画決定し事業認可を取得した場合に限り、都市計画税の充当が可能となる。

なお、都市計画事業等の財源には起債、補助金、都市計画税を含む一般財源及び受益者負担金等があるため、都市計画税の充当を要する額は流動的である。

	事業名	総事業費 (千円)	実施時期	事業期間 (年数)
企業会計	公共下水道雨水整備事業 (武名瀬川排水区)	100,000	令和5年度	1
一般会計	(仮称)西浦・富士見台地区 市街地整備事業	検討中	令和9年度以降	未定
一般会計	(仮称)富士山公園改修事業	検討中	未定	未定

(3) 公債費の推移

平成13(2001)年度以降、一般会計における都市計画事業等は実施していないことから、一般会計分の公債費は令和3(2021)年度以降“0”となっている。

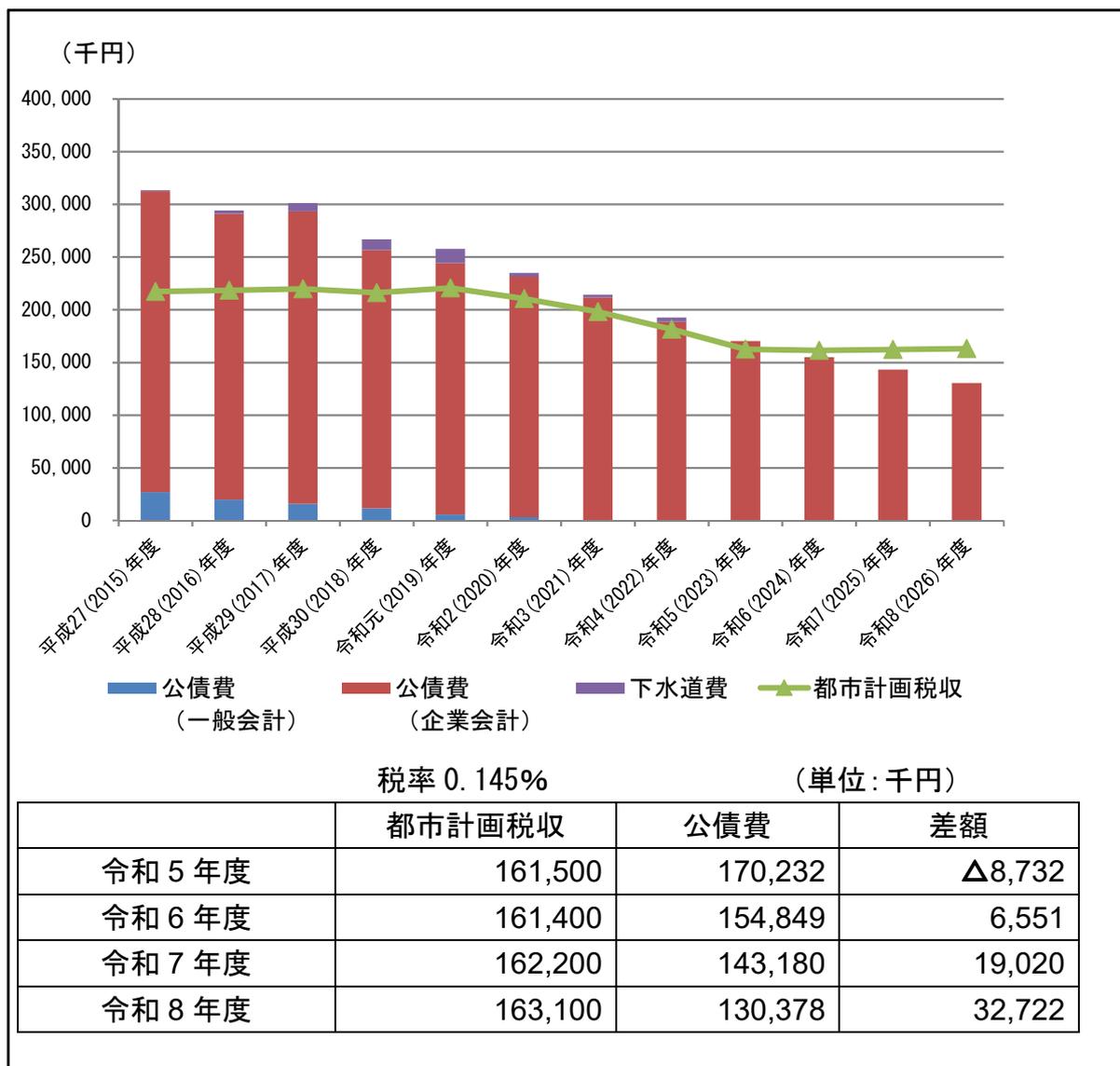
また、市街化区域内の公共下水道整備事業が完了していることから、企業会計分の公債費も年々減少することが見込まれる。(図1参照)

(4) 余剰金が生じる見込み

都市計画事業等は、その事業を実施する各年度における事業量(歳出)や補助額(歳入)が現段階では確定していないため、都市計画税の充当を要する額は流動的である。

このため、税収と公債費・下水道費の関係から余剰金が発生しないかどうかについて推移を比較したところ、都市計画税の税率を令和5年度の税率0.145%のまま据え置くと令和6(2024)年度には、税収が公債費を上回る推計結果となった。(図1参照)

図1 税率を据え置いた場合の税収と公債費の推移見込み



(5) 課税のあり方について

令和6(2024)年度以降、税率を据え置く場合は、余剰金の発生が避けられないことから、

- ・都市計画事業等については、令和9年度以降に事業費が多額になると予想され基金を創設しても支障がない
- ・現時点では計画している都市計画事業等が2事業のみとなり、市街化区域間における都市計画事業等実施の公平性を鑑みると、当該事業が終了となる段階には、都市計画税課税の有無について検討する必要がある、との結論に至った。

4. 検討委員会における研究結果の検証結果及び検討結果

(1) 検討委員会における研究結果の検証結果

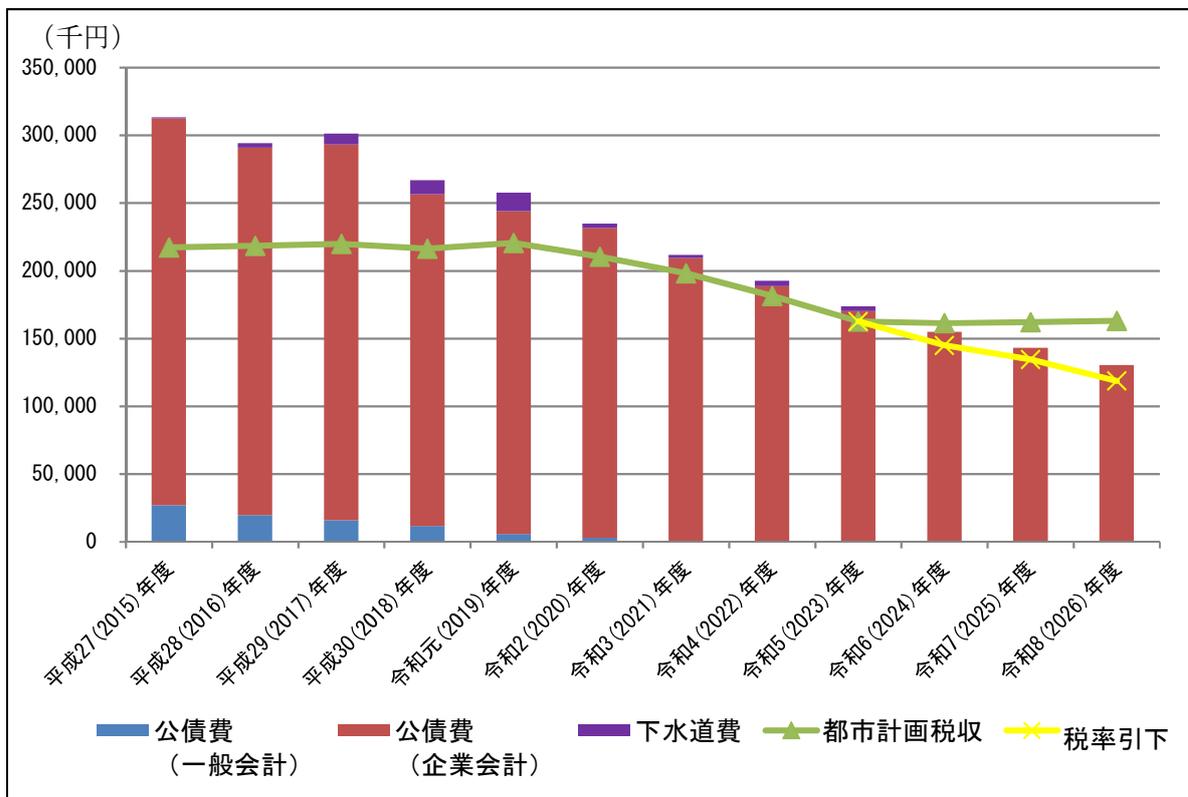
上記の調査研究結果について検討委員会にて検証を行った結果、充て可能な都市計画事業等については、令和3年10月の都市計画税あり方検討結果報告書の時点からほぼ変更がなく、また今後予定される事業がいずれも流動的で今後の事業化の見通しが不明であることから、基金の創設は困難であり、当面一般財源の負担が可能な限り少なくなるように公債費の予測に合わせて税率を段階的に引き下げるべき、との結論に至った。

(2) 検討委員会における検討結果

(1)の検証結果から、

- ・公債費に合わせて税率を段階的に引き下げることとし、具体的な税率引下げの方法を検討した結果、その引下げは毎年行うことが適当である(図2参照)
- ・都市計画事業等に要する費用が流動的であることを考慮すると、2年度毎にその状況を確認する機会を設け、同じく2年度毎に向こう2年間の税率を条例にて定めることとし、改めて2年後の令和7(2025)年度に再度課税のあり方を検討することが適当である、との結論に至った。

図2 税率を段階的に引き下げた場合の税収と公債費の推移見込み



※図2は毎年税率を引き下げた場合のイメージで、実際に施行される税率を示すものではありません。